

京都市告示第190号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年6月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
一乗寺緯34号線	左京区一乗寺西閉川原町5番地の7地先から 同区高野泉町45番地の16地先まで	旧	メートル 23.80	メートル 2.50 ~ 3.40
		新	23.80	3.32 ~ 3.77
松ヶ崎13号線	左京区松ヶ崎小脇町11番地の7地先から 同町11番地の13地先まで	旧	41.90	2.50 ~ 6.38
		新	41.90	6.00 ~ 9.50
松ヶ崎14号線	左京区松ヶ崎小脇町11番地の1地先から 同町11番地の5地先まで	旧	15.40	3.85
		新	15.40	6.03
岩倉38号線	左京区岩倉幡枝町730番地の20地先から 同町730番地の18地先まで	旧	11.80	3.15
		新	11.80	4.00
洛北第一経1号線	左京区岩倉南四ノ坪町12番地の1地先内	旧	5.00	5.95
		新	5.00	6.59 ~ 10.20
淀220号線	伏見区淀樋爪町107番地の2地先内	旧	4.40	6.01 ~ 9.00
		新	4.40	6.01 ~ 12.60

(建設局土木管理部道路明示課)